

「沼田市ママ・パパの子育てを応援する企業奨励金」のご案内

市では、男性の育児参加の促進と女性の活躍を推進し、安定した雇用を創出するため、育児休業等を取得した労働者を雇用する中小企業者に対し、奨励金を交付します。

○交付対象となる中小企業者の条件

- ・沼田市内に店舗、工場又は事業所を有する
- ・市税の滞納がない
- ・雇用保険の適用となっている
- ・就業規則等に育児休業等について規定している

※ 中小企業者とは常時雇用する労働者が300人以下の事業主を言います。

※ 奨励金の額は育児休業等取得期間により異なります。(下表参照)

※ 対象となる労働者は、勤務を要しない日を除いて連続する5日以上の子育て休業等を取得し、職場復帰後、1月以上勤務している労働者となります。

育児休業等取得期間		奨励金の額
5日以上	30日未満	3万円
30日以上	90日未満	6万円
90日以上	180日未満	8万円
180日以上	270日未満	10万円
270日以上	360日未満	12万円
360日以上		15万円

○申請方法

奨励金の交付を受けようとする中小企業者は、対象となる労働者が職場復帰後、1月を経過した日から起算して2月以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、申請書に添付書類を添えて申請してください。

※申請書

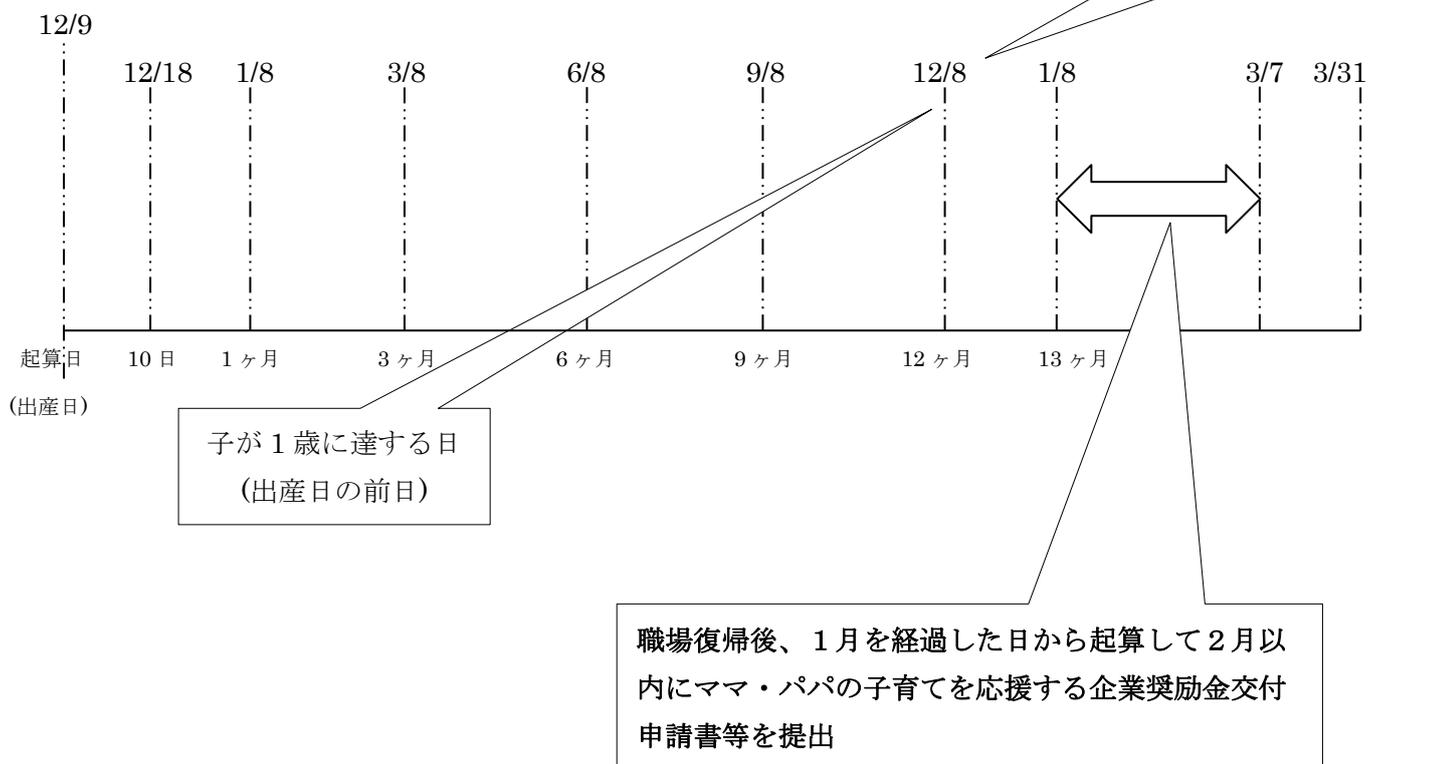
- ・沼田市ママ・パパの子育てを応援する企業奨励金交付申請書

※添付書類

- ・就業規則等の写し(同一年度に複数申請する場合、改訂がなければ初回申請時に添付)
- ・母子健康手帳、その他子の出生の事実が証明できる書類の写し
- ・雇用保険適用事業所設置届等の雇用保険適用事業主と確認できる書類の写し
- ・対象となる労働者の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し
- ・対象となる労働者の出勤簿等の育児休業等取得及び職場復帰状況の確認できる書類の写し
- ・市税の完納証明(申請時に毎回取得し添付をお願いします)
- ・その他市長が必要と認める書類

○ママ・パパの子育て応援企業奨励金の計算例

育児休業等の取得を事業主に申し出た初日の休業日を起算日とする。
例：12月9日を起算日(出産日)とし、1年間育児休業を取得した場合



○申請にあたっての注意点

- 1 同一の子に係る育児休業等を分割して取得した場合の奨励金の額は、同一の子に係る育児休業等取得期間を合算して得た期間に応じた額とする。ただし、同一の子に係る当該奨励金の交付を受けている場合は、当該奨励金の額を控除した額とする。
- 2 復帰後申請期間に同一の子に係る再度の育児休業等を取得した場合の申請期限は、当該再度の育児休業等に係る復帰後申請期間までとし、従前の育児休業等取得期間と合わせて申請することができるものとする。
- 3 同一の子に係る育児休業等を3回以上取得した場合において、2回目以降の育児休業等取得期間により算定した奨励金の額が0円であるときは、2回目以降の育児休業等に係る奨励金の申請を省略し、最後に取得した育児休業等に係る復帰後申請期間に、育児休業等取得期間を合算して申請することができるものとする。
- 4 労働者が産後休業を取得した場合、その期間も育児休業等取得期間に含むものとします。産前休業および出産日については、育児休業等取得期間に含まれません。
- 5 職場復帰後、1月を経過した日から起算して2月以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、所定の申請書に必要書類を添えて申請してください。申請期間を過ぎると交付できませんのでご注意ください。

申請および問い合わせ先
沼田市経済部産業振興課商工振興係
TEL 0278-23-2111 (内線5005)